

マサチューセッツ州における民主党・フリーソイル党連合の動静について

マサチューセッツ州における民主党・
フリーソイル党連合の動静について
——代表是正，禁酒主義，移民を中心に——

田 中 き く 代

**Coalition Politics and Constitutional
Convention in Massachusetts, 1849–1853**

Kikuyo Tanaka

At the end of the second political party system, Massachusetts had a coalition of Democrats and Free-Soilers. This coalition chose Henry Wilson as a president of the state senate and Nathaniel Banks as a speaker of the house, and sent Charles Sumner to the United States Senate. Moreover, it passed a number of progressive reforms concerning anti-slavery, prohibition, representation, nativism and related issues, and tried to revise the Massachusetts constitution. Historians have long recognized the coalition as a precedence of the Republican party, but have never paid much attention to itself. The coalition must be reexamined, especially in the realigning process to the third political party system. What was the coalition? What social conditions produced the coalition? What kind of role did it play in the destruction of the second political party system? What relation did it have to the American party and the Republican party?

Key words : Coalition, Henry Wilson, second party system. prohibition

Received Sep. 30, 1992

は じ め に

マサチューセッツ州の政党政治は、第2次2大政党制度の末期、すなわち1850年から1852年にかけて、イデオロギー的には対局に位置する民主党とフリーソイル党の連合政権時代を経験し、長いホイッグ党支配から抜け出すことになった。この連合政権はチャールズ・サムナーをマサチューセッツ州選出の合衆国連邦議会上院議員として初めてワシントンに送り出したし、数多くの革新的改革案を可決させた。また連合は1852年11月の国政選挙と州選挙に破れ

はしたが、憲法改正州民投票の実施を可決し、翌年1853年には約80年ぶりに州憲法改正の州民投票が実施された。この連合時代は、多くの歴史家たちから、それが奴隷進展反対、ネイティビズム、禁酒主義ならびに関連の懸案を掲げたことで、あるいはヘンリー・ウィルソンという指導者を得たことで、次のノーナッシング党とともに共和党の先駆けとして、第3次2大政党制度への再編との関連で言及されていた⁽¹⁾。ことに、マサチューセッツ州の1850年代の改革的連続性に注目するウィリアムG・ビーンに始まる歴史家たちによって重視されてきたが、従来連合の実態を直接検討するものはきわめて少なく、ケヴィン・スウィーニーのものが唯一といってもよい⁽²⁾。本稿ではこのスウィーニーの研究を紹介するとともに、ウィルソンに関する研究、ノーナッシング党、共和党研究を重ねあわせることで、連合の成立過程を追うと同時に、その破綻原因をさぐり、連合が求めようとしたものは何か、連合を生み出した社会状況は何かを明らかにしたい。また、連合の崩壊と禁酒主義の関係をたどることで、ノーナッシング党、共和党へと再編されていく第3次2大政党制度再編過程での連合の役割を明確にしたい。

史料としては、政府刊府行物として、*Commonwealth of Massachusetts* (以後『コモンウェルス』と略記)を使用している⁽³⁾。これは各年ごとに出版されているが、市議会、州議会の動向、議員構成、各委員会報告などを載せている。ヘンリー・ウィルソンに関しては、系統だった1次史料はないが、マッケイ、アボット、ラッセルらは散逸している演説原稿・書簡などを集成して自伝的にまとめている。ここでは、Ernest McKay, *Henry Wilson : Practical Radical, A Portrait of A Politician* (N. Y., 1971) ; Richard H. Abbott, *Cobbler in Congress : The Life of Henry Wilson, 1812-1875* (Kentucky UP, 1972) ; Elias Nason and Thomas Russel, *The Life and Public Services of Henry Wilson, Late Vice-President of the United States* (NY, 1876, 1969)などを利用している。マサチューセッツ州の投票結果に関しては、*Political Register and Whig Almanac* (以後『ポリティカル』と略記)を『ポストン・クーリエ』紙とともに使用している⁽⁴⁾。

民主党・フリーソイル連合の成立とヘンリー・ウィルソン

マサチューセッツ州における民主党とフリーソイル党との連合の政権時代が1850年から1852年にあり、この政権の盛衰に連邦政治の影響が大きかったとはいえ、連合成立の直接原因が1850年の大妥協への反発にあるのでもないし、連合の消滅を1852年大統領選挙に際しての奴隷制問題への両党の不一致から生じた分裂のみに起因するわけではない。ケヴィン・スウィーニーが述べるように、連合の本質を把握するには、連邦政治のみならず州政治の動向を捉え、それらの相互関係のなかで考察すべきである⁽⁵⁾。ことに1840年代のマサチューセッツ州の急速な資本主義化による経済的・社会的変化と、それに対応するには柔軟性をなくしていた同州の政治に注目しなければならない。同州ではホイッグ党がほとんど一党支配とさえいえる長

期政権に安穩としていたからである⁽⁶⁾。

さて、1848年フリーソイル党がメキシコ戦争で獲得した土地に奴隷制を進展させないという全国的懸案を主張して結成された。この政党はヴァン・ビューレンを大統領候補に、チャールズ F. アダムズを副大統領候補にたて、コンシェンス・ホイッグと民主党員の一部を集め、北部の多くの州で第3党として成果をあげたものの、奴隷制進展反対という全国的懸案を通すために、自らの候補者をワシントンへ送り込むには程遠い勢力であった。しかし、マサチューセッツ州の場合、フリーソイル党の結成は大幅に州政治を揺り動かすものとなった。フリーソイル党は大統領選挙で約3万8千票を獲得し、ホイッグ党の約6万1千票には及ばないものの、大政党民主党を抜いて野党第1党となった⁽⁷⁾。直後に行なわれた州選挙でも知事選挙をはじめ各地方選挙でさらなる躍進を遂げた。フリーソイル党にこの躍進のエネルギーを与えたのは、マサチューセッツ州でも奴隷制進展反対のイデオロギーであることには変わりはないし、綿工業を攻撃することが南部農園主に打撃を与え奴隷制にくさびを打ち込むことだと、彼らが考えていたことも事実であるが、同時に産業化による地域格差、階級格差の拡大を目の前にしての、ボストン資本家とそれに支えられた金権政党ホイッグ党への彼らの憤りにあつたとスウィーニーは述べている⁽⁸⁾。ここでは選挙地盤の詳細な分析は次章に譲るが、フリーソイル党の地盤の多くはウースターに代表される西部5郡にあつたことを考慮すれば、1848年にマサチューセッツ州に現出したのは、ひとつには議員の選出方法の是正を唱える州西部農民が州東部都市のホイッグに対抗しようとした図式であつたとスウィーニーは主張しているのである。

例えば東部の大都市では「全体選挙制度」を採用していた⁽⁹⁾。これは選挙ではあつたが、個人を選ぶのではなく、政党の議員連合への投票であつたので、大量の票が一括されて強者のホイッグ党に動くようになっていた。ホイッグ党を支えた商業ネットワークはこの制度をさらに有効に作動させたが、ボストン市ではこの制度の下で常に州議会下院へ44名の保守的なホイッグ党員を送り込んでいた。フリーソイル党の躍進はこうした政治状況への不満を土壌にしていたが、彼らが躍進したことは、彼らにさらなる問題を提起した。絶対多数か相対多数かの問題である。1848年の有力なフリーソイル党の出現は、いかなる候補者も絶対多数を取ることをほぼ不可能にさせたが、他州の多くの場合と異なつて、マサチューセッツ州憲法は知事をはじめ主要な公職の決定は一般選挙で絶対多数を取ることを義務付けていた⁽¹⁰⁾。それで、絶対多数を取れなかった公職は州議会の両議院の決定に廻され、有力政治家の指導のもとに選出されるものとなった。つまり、1848年の選挙は知事、副知事、州議会議員、連邦下院議員の選挙などは一般投票が存在するものの無に等しい状況を現出した。それどころか、絶対多数を取らなくても議会で多数を占める政党が決定権を握ることは、従来以上にホイッグ勢力が伸びる可能性を意味した。フリーソイル党にとっては自らの躍進自体が不平等をさらに助長させる結果となつたのであり、この矛盾を解決するには、フリーソイル党・民主党

連合という野党連合によって、自らの議会での政治力を増加し、相対多数と代表是正を求めて憲法改正を行なう方法を探るしかなかったといえる。

フリーソイル党のなかにも連合への反対者がなかったわけではなかった。1848年の選挙後、フリーソイル党の主要な指導者であったチャールズ・フランシス・アダムズは、今後も奴隷制問題のみを掲げていくことが奴隷制反対運動を成功させる唯一の方法であると考えて、如何なる妥協もそれを弱めるものでしないと主張していた⁽¹¹⁾。ロコフォイズムの民主党との提携は民主党の改革懸案を採択することで奴隷制反対のイデオロギーを薄めてしまうと考えたのである。アダムズは、連合の推進者ヘンリー・ウィルソンを評して、最も大事な原理を捨てても実権を得たがる低俗な政治家といった判断を下している⁽¹²⁾。2人の大統領を出したマサチューセッツ州の名家の直系であるアダムズは奴隷制問題以外では、ホイッグの伝統的価値観から抜けだせなかったともいえるし、最底辺から自らのみを頼りに勤勉に働くことで靴職人としての地位を築いた貧農の子に対する偏見も存在したであろう。連合の是非を巡ってのアダムズ派とウィルソン派の亀裂は長く尾を引くが、ウィルソンは政治的に奴隷制問題の解決をはかるためには、議員という役職につき、その権限で実際に問題解決に臨まなければならないことを熟知していた⁽¹³⁾。ことに奴隷制問題は連邦政治で論議される懸案であり、何よりも連邦議会上院にフリーソイラーを送る必要があると考えていた。また、全州を歩き回り、人々と討論を繰り返すことで政治家としての階段を少しずつ登ってきたリベラリストであるウィルソンにとっては、経験として人々が政治に何を期待しているかを会得していた。プーディによると、ウィルソンは『ボストン・リパブリカン』紙上で、1849年の6月27日頃から、国政では絶対に妥協できないが、州政治に限定すれば民主党との連合が必要だと提唱し始めたという⁽¹⁴⁾。同じ主張はスウィーニーによれば、『グリーンフィールド・リパブリカン』紙にもみられ⁽¹⁵⁾、ウィルソンが提示したフリーソイル党からの連合綱領が載せられている。州政治において3つの政党が争う状態では、イデオロギーを越えて少数派のふたつの政党が連合して、共通の敵に立ちむかわなければならない。さもなければ、相対多数を得ただけの政党が民意を反映せずに議会の大勢を占めてしまうという考えが述べられている。さらに、ホイッグ党と結託しているボストンの金権勢力を倒すためとして、公開投票でなくへ秘密投票の実施、議員選出方法の是正、「全体選挙」の廃止などが主張されており、民主党の地域改革案への歩みよりを見せている。またウィルソンによる連合の示唆には現実の計算もあった。1848年の選挙結果でみると、スウィーニーによるとフリーソイル党と民主党の2党を合せれば、ホイッグ党を上回るところが10上院議員選挙区あり、これは40人の上院議員のうち30人に相当していたという⁽¹⁶⁾。

もっともウィルソンの計算が、ウィルソンを3流の政治家で一流の扇動家と評したアダムズやアダムズ派に受け入れられなかったのは当然として、連合相手の民主党にもすんなりと受け入れられたわけではない。イデオロギーの全く異なるふたつの政党が連合することは、

たとえあわせれば数のうえでは多数派になるにしても、旧来の政党制度に誇りを感じ、それに依拠してきた「有徳」の政治家には到底理解の及ぶものではなかった。長年マサチューセッツ州では苦汁を飲んできたとはいえ、連邦では政権政党である民主党員の賛同を得ることはなかなか難かしかった。特にフリーソイル党の奴隷制進展反対の懸案を全国政党である民主党が受け入れることは不可能と思われた。しかし、州選挙での9月のマサチューセッツ州民主党大会では民主党は全国組織の意向に反してベンジャミン F. ホレット提議による奴隷制反対決議をし、連合への歩みよりを見せた⁽¹⁷⁾。同州民主党がこうした決議をしたのは、もちろん第3政党の出現により今迄以上に弱体化したからであるが、ワシントンでの長年のパトロネージをなくした連邦派の同州民主党員の権力が弱まったから、あるいはホイッグ党大統領候補テイラーを支持した南部民主党による裏切りへの憤慨があったからといえるが⁽¹⁸⁾、こうしたこと以上にマサチューセッツの社会情勢にまず注目しなければならない。フリーソイル党の主な地盤は産業化のなかで後退しつつある西部の農業地域にあったので、ホイッグの牙城であった東部の大都市と戦うという構図を提示したが、それはフリーソイル党のみならず民主党が従来希望してきたものであった。ムルケルンによれば、ここに民主党の地域改革案とフリーソイル党が結び付く基本点があったのである⁽¹⁹⁾。また、都市部でも民主党は10時間労働法を推すことで資本家政党ホイッグ党に対抗していたが、フリーソイル党は自らの支持者でもあった労働者が抑圧から解放される民主党の労働条件改善懸案には親近感を覚えることができた。

民主党・フリーソイル連合の勝利と代表是正問題

1849年の選挙では、連合の成果は主に、郡、市町村といった地域レベルに限られた⁽²⁰⁾。しかし、マジョリティは取れなかったものの、州議会でも13人の上院議員と131人の下院議員を選出した。また、僅差で敗退した選挙区も多かったので、次回への大きな期待を残した。1850年になると連邦議会での大妥協の成立が、マサチューセッツ州の連合派の勢力を大きくすることになった。すなわち大妥協による逃亡奴隷法の強化は多くのフリーソイラーをさらに連合派に動かしたし、マサチューセッツ州のホイッグの大政治家ウェブスターによる連邦議会での大妥協の承認演説は、ホイッグ党出身のフリーソイル黨員をホイッグ党から完全に切り離しホイッグ党に復帰する余地をなくさせた⁽²¹⁾。また、マサチューセッツ州のホイッグ党の指導者たちが逃亡奴隷法の是非に忙殺され、地域の改革懸案に対して対応が遅かったという点もある⁽²²⁾。特に代表選出の地域的不平等の問題は大きかった。マサチューセッツ州憲法では、下院議員選出の基盤を市町村に置くタウン制を採用していたが、1840年の州憲法修正条項第13条で、州議会に代表として毎年下院議員を送れる市町村は、人口1200人以上のものと限定していた⁽²³⁾。人口が1200人に満たない市町村は10年毎の最初の評任年を除けば、その10年間にその市町村の人口を160で割った数に等しい年数だけしか下院議員を選ぶことができなかった。

それでも、単純に人口の割合だけで計算すれば、都市よりも農村のほうが過剰に代表を出していたことになるが、タウンシップの伝統を重んじる特に西部の農村地域で十分に権利を行使しえていないという不満を鬱積させた。10年間のどの年に代表を送るかは自由裁量であったとはいえ、市町村の人口の規模が小さいならば、自らの代表を議会に送れない年が存在したのである。しかも、農村が数字のうえでは代表を多く出していた計算になっても、それは都市部での「全体選挙制度」の採用で実質的には相殺されていたので、これも不満の原因であった⁽²⁴⁾。その商業ネットワークによって票が取り纏めやすく、下院では郡市を基盤に、上院では郡を基盤にホイッグに「全体選挙」がきわめて有利に働く東部の存在は、都市部にやがて圧倒されてしまうであろうという西部の危機感を高めたといえる。マイケル・ブルネットによれば、当時は秘密投票制度が採用されていなかったもので、前もって配られた政党によっ

表1 1849年から1853年の政党別地域別議員数
上段 上院議員数
下段 下院議員数

選挙実施年	1849		1850		1851		1852		1853		法定議員総数
政党	ホイッグ	連合	ホイッグ	連合	ホイッグ	連合	ホイッグ	連合	ホイッグ	連合	
北東部	10	6	6	7	6	6	6	0	6	0	17
	83	35	84	64	61	71	71	37	96	18	163
							(8)				
南東部	9	2	3	6	3	4	2	2	3	1	11
	50	29	45	47	45	44	32	22	51	24	104
							(5)				
西部	2	5	2	8	2	7	2	7	2	9	12
	33	67	45	111	60	101	46	63	50	71	171
							(4)				
合計	21	13	11	21	11	17	10	9	11	10	40
	166	131	174	222	196	206	149	122	197	113	438
							(17)				

注1 北東部は、サフォーク、ミドルセックス、エセックス郡、南東部は、ノーフォーク、プリマス、ブリストル、バーンスタブル、デューク、ナンタケット郡、西部は、ウースター、ハンブシャー、ハンブデン、フランクリン、バークシャー郡。

注2 ()内はハンカー派。

Source: Kevin Sweeney, "Rum, Romanism, Representation, and Reform: Coalition Politics in Massachusetts, 1847-1853," *Civil War History*, vol. 22 (1976), p. 121 に典拠。

て印刷済の投票用紙を投票箱に立ち会い人の前で入れるのであって、投票に圧力が加わることが常であった⁽²⁵⁾。特に雇用者の被雇用者への圧力が強かったといわれるが、フリーソイル党の都市部の支持層のほとんどが労働者であったことは、秘密投票制度を政党間の対立懸案とさせた。

さて、ここで実際に連合の西部優位の実態とその盛衰を選挙結果の史料にみてることにする。表1はスウィーニーによる、1849年から1853年までに選出されたマサチューセッツ州議会議員の地域的內訳であるが、ホイッグ党と連合の東部対西部という地域的対立関係が理解される。おのおの上段には選出された上院議員数が示され、下段には下院議員数が示されている。地域分類は西部と東部の分類のほかに、東部をさらに大都市の多い北東部とノーフォーク郡より南の南東部とに分けて表示されている。1849年からみると、上院でも下院でも連合勢力が西部でホイッグの2倍以上になっているものの、東部では前年より善戦しているとはいえ少数派である。これにたいして、1850年の選挙では連合がさらに西部票を飛躍的に伸ばし、上院でホイッグ2名にたいし連合8名、下院でホイッグ45名に対し連合111名の西部議員を当選させたのみならず、東部でも特に南東部でホイッグ党を追い抜いている。南東部で上院でホイッグ3名にたいし連合6名、下院でホイッグ45名にたいし連合47名である。北東部でも上院でホイッグ6名にたいし連合7名、下院でホイッグ84名にたいし連合64名と接近している。議員総数でいえば、上院でホイッグ11名にたいし連合21名、下院でホイッグ174名にたいし連合222名と連合の大勝である。1851年の選挙ではやや減少するとはいえ、連合勢力の優勢は維持されている。他地域ではホイッグの巻き返しから、同等程度しか票を集め得ないところが多かったが、西部地域と北東部のローエルで支持を得ることができたからである。これが大統領選挙など国政選挙と重なった1852年の選挙となると、連合が急速に勢力を弱めホイッグを政権に返り咲かせている。北東部、南東部ではホイッグが上回り、西部でも連合優位といいながらきわめて弱体化している。さらに1853年選挙では壊滅的に連合が大敗しているが、特に北東部、南東部での下降傾向が激しい。

また、連合時代前後の時代の議員との比較から連合議員の地域性以外の要素をも分析したい。表2は、プーディによるもので、1849年から1858年までの州議会議員の職業、年齢、経験といった社会背景を全体の比率で表わしたものである。プーディの研究は連合議員だけに絞ったものではないが、他年と連合時代を比べることでその特長を捉えることができる。議員経験でいうと、未経験者がホイッグ優勢時よりも若干増えているが、後のノーナッシング当時は言うに及ばず、共和党時よりも少ない。裏返せばベテラン議員が多かったといえるが、これはムンケルンが半分以上はベテラン議員であったと主張している事実とも合致する⁽²⁶⁾。職業別では、農民の度合いが強まっているのが特長で、ノーナッシング時や共和党時に農民がきわめて少ないのと対照的である。製造業者の増加はやや見られるものの、専門職はむしろ減少している。労働出身者はやや減少しているが、1853年のホイッグの返り咲きの

表2 民主党フリーソイル連合前後の州議会議員の職業、年齢、政治経験

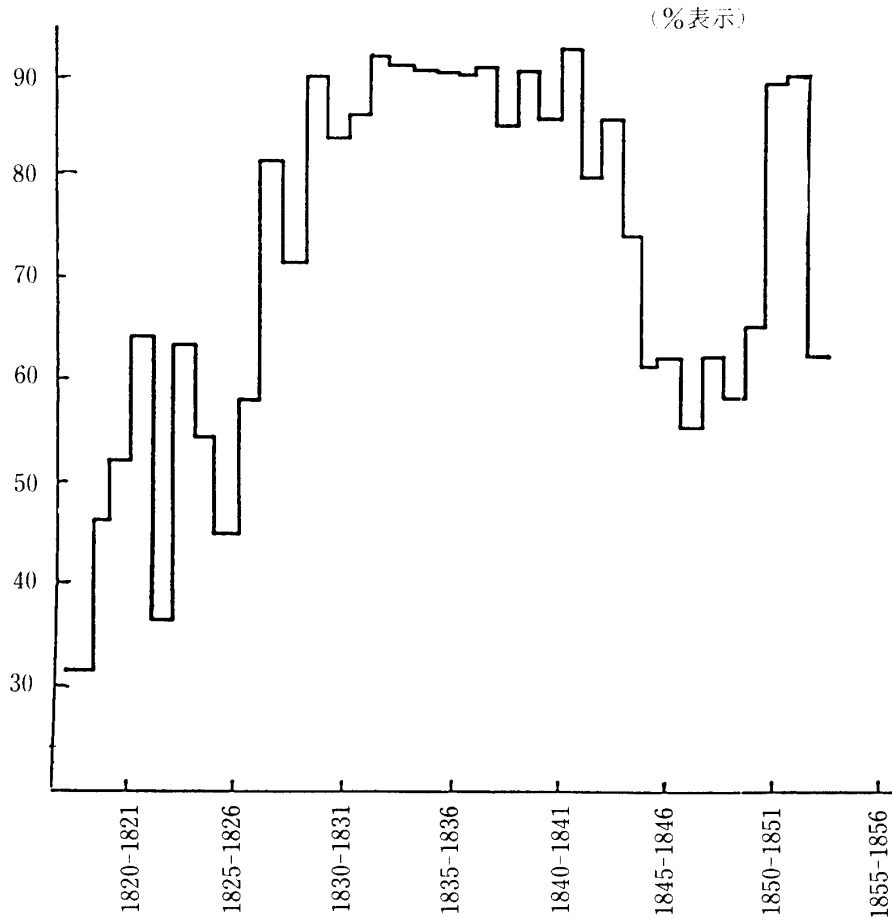
議会会期	1849年	1850年	1851年	1852年	1853年	1854年	1855年	1856年	1857年	1858年
職業 (%表示)										
農民	24.42	24.63	31.65	33.79	30.18	31.43	18.52	19.84	19.49	12.54
法律家	12.21	10.09	9.63	9.30	10.98	13.14	2.63	2.63	7.34	16.85
商人	18.15	19.88	17.43	17.91	18.90	16.57	13.60	13.60	21.74	18.64
靴製造	3.63	2.67	3.21	4.54	3.66	1.71	6.21	6.21	4.62	6.81
その他製造	5.94	8.31	6.42	3.86	4.57	6.57	7.40	7.40	5.16	9.68
海運関係	3.30	3.86	2.52	2.49	3.96	3.43	1.67	2.45	2.03	2.87
ジャーナリスト	1.98	3.26	2.52	2.49	1.22	0.86	2.15	2.76	3.04	2.51
牧師	3.63	2.97	2.52	2.04	1.22	1.71	5.73	2.17	3.54	2.51
教師	2.64	0.30	0.69	0.68	0.91	0.86	2.39	0.82	2.53	2.15
その他専門職	4.29	3.86	4.82	3.17	5.48	5.99	8.12	5.17	6.58	6.10
職人・労働者	16.17	16.92	14.92	15.64	13.71	13.14	25.30	23.11	13.63	14.69
半専門職	2.97	2.67	2.30	2.50	3.35	2.86	5.01	3.81	2.53	2.87
その他	0.66	0.89	1.38	1.59	1.83	1.71	1.20	1.09	1.01	2.16
政治経験 (%表示)										
未経験	53.84	51.63	58.49	55.56	64.02	60.86	88.78	66.85	72.40	59.60
一年以内	69.97	68.25	73.86	70.52	75.30	76.86	91.64	82.07	80.75	75.01
年齢 (%表示)										
25-30	3.30	3.26	2.75	2.95	2.43	3.71	7.16	3.81	6.33	3.23
31-40	26.73	25.52	25.51	29.93	32.32	27.71	37.94	31.25	32.16	32.62
41-50	29.96	37.69	35.52	32.20	35.67	36.28	36.51	33.15	35.69	34.40
51-60	27.72	23.44	26.14	26.07	20.94	24.57	15.03	24.73	21.26	23.65
60+	11.88	10.09	9.86	8.84	8.54	7.71	3.34	7.07	4.55	6.09
平均年齢(歳)	47.34	46.50	46.83	46.13	45.41	45.85	42.28	45.63	44.14	44.96

注1 専門職、牧師、教師、医師、建築家、銀行家など。半専門職、簿記、公務員、機械技師、職工長など。

Source: Virginia C. Purdy, *Portrait of A Know-Nothing Legislature: The Massachusetts General Court of 1855* (Ph. D. Dissertation, George Washington U., 1970) pp. 149, 163-4, 218-9より作成。

時ほどの減少ではない。年齢では、平均年齢層近くがやや増加しているが、平均値はホイッグ時とほぼ同じである。まとめてみれば、農民層が増えた以外にはノーナッシング時のようなさほど大きな変化は議員層には起きていない。連合の躍進によって、西部出身の農民層が特に増えたが、従来の議員の特長とあまり変化がないということは、ベテラン議員が多いことも含めて、連合議員は従来と異なる階層から来ているのではないことを示している。財産分析などもすべきで、一概には言えないが、連合は上記の議員分析からみるかぎりでは、従

図1 マサチューセッツ州議会下院に占める市町村の代表率



Source : Ronald P. Formisano. *The Transformation of Political Culture : Massachusetts Parties, 1790's-1840's* (New York, 1983), pp. 38-9 より作成。

来の第2次2大政党制度に基づいたものであり、その枠からまだ脱しえていないといえる。

さて、連合が最大勢力を得たのが1850年の選挙であるが、再び表1に注目するなら、議員総数が増大しているのにも注目される。これは同年が10年周期の最初の年であり、この年が小さい市町村も含めてすべての市町村が州議会下院に代表を送りえた評価年であったからである。図1はフォルミサーノによるもので、全市町村のうちどのぐらいの割合の市町村が代表を下院に送っているかを示している。ジャクソニアン期には一般的にいて、市町村の約80から90%が代表を送っているが、1840年代になると減少傾向を示し、1845年から1849年までは55から60%に落ち込んでいる。これが1850年選挙では再び約90%に急増している。下院では1850年の議員総数が396名であるが（法律上最大可能議員定員数は438であった）、プー

表3 マサチューセッツ州1850年下院議員選挙における人口別市町村動向

	1850年ホイッグ選出市町村			1850年連台選出市町村			法定総数		
		1849年選挙結果			1849年選挙結果				
		ホ イ ッ グ	無 選 出	連 合	ホ イ ッ グ	無 選 出	連 合		
人口1万人以上の市町村	74 42.3%	57	15	2	14 6.3%	0	3	11	90
人口5千～1万人の市町村	22 12.5%	13	7	2	31 13.9%	9	11	11	62
人口1560～5千人の市町村	37 21.2%	24	7	6	94 42.4%	20	25	49	149
人口1560以下の市町村	41 23.6%	15	21	5	83 37.4%	5	41	37	137
合計	74 100.0%	109	50	15	22 100.0%	34	80	108	438

Source : Kevin Sweeney, "Rum, Romanism, Representation, and Reform : Coalition Politics in Massachusetts, 1847-1853," *Civil War History*, vol. 22 (1976), p. 125 に典拠。

ディによれば、現実には396名すなわち90%とは、全ての市町村が議員を議会に送ったに等しいと解釈されている⁽²⁷⁾。この396名の中で、連合議員は222名を占めているが、議員総数の増大の殆どが西部地域にあり、増大分を連合が掌握したともいえる。つまり、連合の大勝を可能にした最も大きな理由のひとつは、スウィーニーが強調しているように、人口が少なく毎年代表を送りえない小さな市町村の票を連合が握ったからである⁽²⁸⁾。

小さい市町村と連合との関係をさらに詳細に検討してみたいが、表3はスウィーニーによる、1850年における市町村の大きさと政党別の関係を示すものである。すべての市町村が代表権を行使したとして、1560人以下の市町村が議席総数の31.4%を占めることになるが、このレベルでの連合による下院掌握度は、ホイッグの41にたいして2倍強の83であり、いかにこれらの地域で連合が議席を稼いだかが理解される。また総議数の31.4%を占める1560人から4999人までの市町村の場合は、ホイッグ37に対して連合94であり、さらに掌握度を強めている。総議席数の14.2%を占める5000人以上の市町村の場合はホイッグ22にたいして連合が31であり、総議員数20.5%を占める1万人以上の大都市では、ホイッグが74に対して連合

は14に過ぎない。1850年の選挙が代表是正を中心とする大都市を抱える都市部と小さい市町村を抱える農村部の対立図式になっていたことが理解される。

連合の懸案と禁酒主義法案

1850年民主党・フリーソイル連合は知事選挙など主な州選挙では、一般投票段階では独自の候補を立てたので、当然絶対多数を取る候補は出なかった⁽²⁹⁾。それで、議会で多数派を占めることになった連合のなかでの交渉で、知事とその他の要職が割り振られた。既に同年3月8日のウィルソン、ジョージ・ポートウェル・ナサニエル・バンクスの3者会談以降おそらくは内密に決定されていたように、民主党は知事職と州議会下院の議長職、連邦上院議員職短期（6か月）を取ったのにたいし、フリーソイル党は州議会上院の議長職と連邦議会上院議員職の長期（6年）を得た⁽³⁰⁾。すなわち、ウィルソンは州議会上院議長に、バンクスは下院議長に就任し、ポートウェルは知事に、ロバート・ラントール2世が連邦の短期上院議員になった。難航したのは、連邦上院議員の長期職の決定であったが、ウィルソンの主導の下に5か月にわたっておびたしい会合をもった末に、26回の投票を経てチャールズ・サムナーが選出された⁽³¹⁾。連合と共和党の連続性を強調する立場にたてば、ナンティックの靴職人とウースターのボビン・ボーイが初めて州議会で要職を得、サムナーの連邦上院での活躍の場が整ったといえる。

さて、連合を生み出した代表是正の問題は、1851年1月26日の所信演説でポートウェル知事によって強調されているように⁽³²⁾、1851年議会の最も重要な懸案であったが、そのほかに民主党・フリーソイル連合はいかなる政治改革を行なおうとしたのか、あるいは実施したのかを見てみたいが、先ず主なところをまとめてみる次の8つのまとめられる⁽³³⁾。①自由銀行法の可決と実施、②ホームステッドの負債免除、③秘密投票制度の可決と実施、④1843年人身自由法を強化する法案上院可決、⑤負債による禁固刑の廃止、⑥ハーヴァード大学の評議員選出方法の改正、⑦農業局の設置、⑧禁酒主義のメイン法の実施。第1の自由銀行法は、ホイッグの長期に渡る金融業界支配にくさびを打ち込むために実施されたもので、従来は州議会からの特許状を必要としていた銀行の起業に関して、一定の水準を充足する個人あるいは集団は自由に銀行業を営めるようにした。起業にまつわる金融資本家と政治家との癒着状態を是正し、資本の少ないものでも銀行業を営めるようにしたものであるが、同時に銀行監督委員会も設置された。第2は負債を返還できなくなっても、居住財産に関して5百ドルの免除が与えられたものであり、特に西部の小規模農民の主張が入れられている。第3の秘密投票は、封筒に投票用紙を入れさせるもので、立会い人に投票結果が分からないようにした。さらに1852年の選挙からは秘密保持を徹底させるために封印も投票者自身の手で行うようにした⁽³⁴⁾。1851年の11月の選挙では民主党のハンカー派の分離などで連合は減少したが、大勢は維持した。この秘密投票の実施によってローエルなどの工場労働者の票を、資本家の

圧力にもかかわらず掌握することができたからである。第4の人身自由法の強化は大妥協に対抗するための措置であったが、1851年のシャドロック事件、シムズ事件を契機に特に求められたが、上院で可決されたものの下院で否決された⁽³⁵⁾。第5の負債のに関しては、従来の禁固刑を民主的でないと判断から廃止した。第6のハーヴァード大学の件については評議員をホイッグが握っていたことから、ホイッグの養成機関となっていた同大学にメスを入れた措置といえる。第7の州行政での農業局の設置は、マサチューセッツ州のなかで後退しつつあった農業を復興させ、東部都市の産業を抑制しようとするものであった。

こうした改革法案の可決と実施を述べる時、さらに第8の禁酒主義法案を避けることはできない。連合にとって反奴隷制主義は危険極まりないものであったが、連合の多くの民主党員にとっては、禁酒主義のほうがずっと厄介なものであったかもしれない。1851年のメイン法の制定はマサチューセッツ州にも影響を及ぼしたが、1851年の選挙段階からフリーソイル党が選挙戦略に取り入れ始め、1852年議会では難航したもののメイン法が制定された⁽³⁶⁾。すなわち酒の販売は認定されたエージェントに限定されたのみならず、医療目的以外に酒を販売できなくなった。酒の製造業者自体も免許制にし違反者の罰則を強化した。議会では法案はわずかに少しだけの優差で可決されたのだが、その内訳はフリーソイル、ホイッグ、民主党からなる超党派的なものであった⁽³⁷⁾。言い換えると、ほとんど全員が禁酒主義者であったフリーソイル党は別として、ホイッグ党も民主党も禁酒主義法案によって、それぞれが2派に分かれることになったといえる。民主党の禁酒主義反対者は中央政府を向いているハンカー派かアイルランド系の票田をもつものが多かったが、禁酒主義を掲げていたフリーソイル党の知事候補ホラス・マンを1852年選挙で阻む明白な勢力となった⁽³⁸⁾。一方、民主党の連合派の中の熱烈な禁酒主義者たちは独自の禁酒主義政党を結成した。もっとも、彼らもフリーソイル党と同じく知事候補として同時にマンを推そうとはした。しかし、同じ禁酒主義を奉じるものが別組織で政党を結成することは、連合の従来の結合の枠組を不安定なものにした。

こうした連合のなかでの禁酒主義から生じた亀裂に乗じて、ホイッグ党の主流派は政権奪回をはかり、メイン法案撤回をうたって、民主党の禁酒主義反対者をも吸収しようとした。これはアイルランド票を獲得しようとする大統領選挙の党戦略とも合致していた⁽³⁹⁾。結果的には、大統領選挙での、スコットのマサチューセッツ州での勝利は従来のホイッグ党支持者から多くの棄権者を出したので、かならずしもホイッグの勝利とはいえるものではないが、州選挙でもホイッグ党を返り咲かせることになった。禁酒主義案と関連して、1851年の4月頃からフリーソイル派からネイティビズム的発言が出始め、それを代表是正の問題と関係付けるようになった点も重要な傾向である⁽⁴⁰⁾。アイルランド票がホイッグによるボストン支配を強化しているとして、大都市反対意識、ボストン反対意識のなかにアイルランド系移民反対意識が組み込まれて認識されるようになったのである。禁酒主義とネイティビズムが代表是正問題に結びつけられたわけである。伝統あるヒストリカル・マサチューセッツを東部の酒の

みの外国勢力から守るために、正しく税を払い、子供を公立学校にやり、実直に働く敬虔な西部農民の勢力を増大させることで、制御装置を働かせなければならぬという思いからである⁽⁴¹⁾。また、州政府が外国人移入民ならびに外国人被救済貧民委員会を設け、外国人貧民の規制を始めたのもこのときである⁽⁴²⁾。

マサチューセッツ州に多くの改革によって政治の変更をもたらした連合政権は、禁酒主義によって1852年の選挙で従来の規模での連合を組みえず敗北というよりも自滅する結果となった。もちろん連合の敗北は、フリーソイラーにとっては、アダムズが主張したように、人身自由法が下院で否決された事実が示す奴隷制進展反対イデオロギーの後退に不満も多かった。連邦派民主党員で逃亡奴隷法の行使を強行したカレブ・クッシングを州最高裁判所判事に民主党知事ポートウェルが就任させたことも問題であった⁽⁴³⁾。また、州内では連携が取れた両党ではあっても全国レベルでの選挙と同時選挙なると、全国的な政党組織の促進が第一で、連合成立時に主張したような、州は州、連邦は連邦といった割り切り方がとうていできなかったのが大きい⁽⁴⁴⁾。保守派の場合は民主党のピアースに大妥協を支持する立場から投票するものもあった。スコットが得た得票は予想以上に少なかったし、それもフリーソイル票の一部はスコットに流れていた⁽⁴⁵⁾。こうした様々な要因が、州選挙においても、連合を自滅させたが、禁酒主義法案による連合基盤の解体は大きい。しかも、これは、単に連合基盤を崩したのみならず、ホイッグの一部をも取り込んで、フリーソイルの一部、民主党の一部という、きわめてネイティブステックな新しい政党再編の可能性を示唆していた⁽⁴⁶⁾。

表4は、『コモンウェルス』から編纂して、1853年議会における禁酒主義に関する賛否を党派別に示しているが、禁酒主義に影響を受けて1852年に選ばれた人達が禁酒主義に関して議会でいかなる投票傾向を示しているのかを見てみると、128人のホイッグ党員のうち43人がメイン法賛成者であり、83人が反対者である。70名の民主党連合派の場合は33名が賛成であり、20名が反対である。15名の民主党ハンカー派の場合は賛成が2名で、反対が12名である。フリーソイル党の場合は54名中50名が賛成で4名が反対である。1852年議会にくらべて、代表を出していない市町村が多いし、賛成か反対か不明のものも多いが、2大政党ホイッグ党と民主党のなかでそれぞれ禁酒主義で2分されているのが明白である⁽⁴⁷⁾。これをまた、『コモンウェルス』からさらに、地域別で見ていると表5のようになるが、全体として西部と南東部

表4 1853年議会におけるメイン法への党派別傾向

	メイン法賛成	メイン法反対	不明
ホイッグ	43	83	24
民主党	33	20	17
ハンカー	2	12	1
フリーソイル	50	4	0
合計	128	119	42

Source: *Commonwealth of Massachusetts, 1853*, p. 155 より作成。

表5 マサチューセッツ州議会下院における郡別メイン法勢力

郡名	1853年議会 (1852年選出) メイン法			1854年議会 (1853年選出) メイン法			法定 議員 総数
	賛成	反対	不明	賛成	反対	不明	
バーンスタブル	11	1	1	11	0	1	14
バークシャー	10	4	10	4	6	11	33
ブリストル	9	0	0	9	9	4	28
デュークス	0	0	3	0	1	2	3
エセックス	13	13	4	10	10	6	49
フランクリン	7	4	5	14	7	0	26
ハンプデン	11	4	5	8	4	4	25
ハンプシャー	14	1	3	9	5	3	24
ミドルセックス	16	29	2	19	17	7	68
ナンタケット	0	0	2	0	1	2	3
ノーフォーク	3	14	0	8	11	0	30
プリマス	11	3	1	8	5	3	25
サフォーク	0	39	0	3	41	1	47
ウースター	23	8	7	30	7	8	63
合計	128	119	42	133	124	52	438

Source : *Commonwealth of Massachusetts, 1853*, p. 155, *1854*, p.173 より作成。

で禁酒主義賛成者が多く、北東部はボストンを主とするサフォーク郡が圧倒的に禁酒反対であるほか、ミドルセックス、エセックス郡も反対者が多いのが理解される。つまり禁酒主義でも東西対決傾向が見出せるのだが、南東部でも比較的賛成派の勢力が強いのみならず、北東部でもサフォーク郡以外は、賛成者もかなりある。従来の定数は定問題が主たるものであった連合時代にくらべて、禁酒派が南東部をも巻き込んで、北東部にもかなり浸透していると思えるならば、禁酒主義はマサチューセッツ州全域で、投票を分ける懸案になったといえる。この傾向は1854年議会でも維持されるが、さらに賛成派・反対派の拮抗関係が安定していることを見れば、禁酒主義によって競合的な懸案が生れホイッグ党と民主党がそれぞれ2分されたことで、再編への道は整ったといえる。

民主党・フリーソイル連合の終焉と憲法改正会議

1852年の選挙は1853年議会に再度ホイッグを返り咲かせてしまったし、自由銀行法はつぶされ、秘密投票は封印を投票者の自主性に任せるという形で、実質は以前の公開投票と同じ結果になってしまったが⁽⁴⁵⁾、民主党とフリーソイル連合の火はこの段階ではまだ完全に消えたわけではなかった。すなわち連合の推してきた憲法改正の憲法会議を翌年に開催することを1852年の選挙と同時に実施された州民投票が決定したからである⁽⁴⁹⁾。マサチューセッツ

州で1780年以来維持されてきた憲法を改正し、州民推票で承認を勝ち取ることは連合に残された最後の機会であった。1853年3月憲法制定会議に出席する代議員を選定する選挙が各選挙区で始まったが、これは連合にとって有利な戦いであった。もっとも小さな市町村をも含めて全ての選挙区が評価年と同じ様に代表を選出することができたし、代表はかならずしも自らの選挙区から選ばれなくてもよかった。マッケイによると、ヘンリー・ウィルソンは自らのナティックの他にベルリンでも選ばれたようであるが、それをポートウェルに譲る手順を取っている⁽⁵⁰⁾。また、候補者不在の選挙区も彼が手配をし候補を決めたようである。選出された連合とホイッグ党の代議員の割合はアボットによれば2対1であったから、連合は人数のうえでは1850年に選挙に匹敵する勝利を収めたといえる⁽⁵¹⁾。代議員の職業構成はムルケルンによると、419名中農民が3分の1、専門職並びに商人が3分の1、労働者の支持者が10分の1であったという。その他小規模のビジネスマン、小都市の職人も多くを占めていたというが、これも連合時代の構成とほぼ等しい⁽⁵²⁾。

憲法改正会議は1853年5月4日に始まった。議長にはナサニエル・バンクスが250対137でジョージ N. ブリッグスに勝って選ばれ、その後3か月間に渡る憲法会議は多数派の民主党・フリーソイル連合が審議を支配したといえる⁽⁵³⁾。マッケイによると報告書で2千頁になる論議がなされたといわれるが、そのおびただしい量が示しているように、連合が求めたのは憲法の単なる修正でなく、根本的な改正であったといえる⁽⁵⁴⁾。憲法会議で論議された懸案は、連合時代の改革案にほぼ等しいが、政権を奪回しようとするあまり、以前以上に過激な論議となった傾向がある。また、連合内の民主党、フリーソイル党それぞれの分裂状態もさることながら、各代議員の多様な要求に答えるために妥協せざるをえなかったところも多かった。憲法改正会議での主だった論議を紹介すると、第1に人口比で選挙区を割り議員を選出しようとするホイッグのディストリクト案に反対し、小さい農村地域の市町村が大都市の犠牲になるのを嫌い、農村地域の議員数を多くするために、時には数倍の割り当てを与えようとさえした⁽⁵⁵⁾。最終的には、妥協の結果、上院では人口比のディストリクト制を採用し、下院では新たに実施される1855年の州センサス人口に基づいて1856年議会でディストリクト制実施にむけて審議することとした。それまでは、当面タウン制を維持することとなったが、タウン制の人口規模は以前の1200人から1000人に下げられ、それ以上の市町村は毎年下院議員を送れ、1000人以下の市町村は10年に6回下院議員を送れるようになった⁽⁵⁶⁾。都市と農村部との民主党内の亀裂が大きかったので連合内での妥協を必要としたのだが、連合の主流は新憲法を成立させ、この一時的とはいえ人口規模を1000人に下げる絶対優勢をもって望めば、政権を回復し維持できると考えたためであって、けっしてディストリクト制への移行を望んだわけではなかった。

第2に、連合は従来相対多数制を主張し絶対多数制をとるホイッグを民主的でないと批判してきたが、今回はそれで政権を取れるとみたホイッグが相対多数制を推し、逆に連合が絶

対多数制を支持することになった⁽⁵⁷⁾。連合基盤の崩れてきたなかでは、絶対多数制を主張し連合勢力の維持をはかる必要があったからである。結果は、知事や連邦議員では絶対多数制を採用するがそれらを除く役職には相対多数を採用することで妥協した。第3に、最高裁判所以外の判事の任期を3年とし、選挙で選ぶことにした⁽⁵⁸⁾。州最高裁判所の裁判官は知事に選定権があったが、その任期を終身ではなく10年とした。その他の改革法案としては、秘密投票の義務化（特にある規模以上の都市での）、知事・副知事の被選挙権保有資格としての財産税の撤廃、自由銀行法、教育資金の宗教的自由化反対、債務者の禁固刑の撤廃、州知事の主要閣僚を選挙で選出、20年毎に憲法会議を開催する、連邦選挙・州選挙同時実施、州議会の会期を百日以内とする、州センサスの実施など、さまざまな論議がされた⁽⁵⁹⁾。まとめていえば、民主化、能率化、厚生面での問題が論議されたといえるが、これらおびただしい憲法改正案は、次の8項目に最終的に一括され、11月の選挙で再度州民投票に付されてその賛否問われることになった⁽⁶⁰⁾。①議員の代表制に関する修正、②人身自由法の強化、③刑事裁判での陪審員権限の強化、④州政府への法的要求の審議、⑤債務者の禁固刑の撤廃、⑥教区学校への教育資金の融通反対、⑦企業を一般法の下に規定する、⑧銀行設立の自由化である。

マッケイによれば、憲法制定会議を主催したウィルソンは多くの妥協をしながらも、その成功にかなりの自信をもったようである⁽⁶¹⁾。また9月にその成果を踏まえて彼自身がフリーソイル党から圧倒的支持を得て知事候補に指名されたときにも、自分の個人的目的が達成されたと信じて疑わなかったようである。しかし、選挙戦が進むうちに、代表に選出されなかったアダムズを始めアダムズ派のフリーソイラーたちの憲法改正反対が顕著になってきた。特にウィルソンに対する個人攻撃が厳しくなった⁽⁶²⁾。しかも、彼らはこともあろうに民主党のハンカー派と結合した。さらに憲法改正と連合は反カトリックだと主張するホイッグの特権階級とアイルランド系の結合が成立した。ここに、マサチューセッツ州では、奴隷制推進派と奴隷制反対派の結合が成立し、憲法改正反対と反ウィルソンを掲げて一大勢力となった⁽⁶³⁾。州外にはヘンリー・シュワードのようにこの時期のウィルソンにたいして好意的な評価を残しているものもいるが⁽⁶⁴⁾、ウィルソンを絶対に知事にしたくないと考える勢力はマサチューセッツ州で反連合勢力として結集した。そして憲法改正は11月の選挙では62183対67105票の小差ながら日の目を見ることはなかった⁽⁶⁵⁾。ウィルソン自身も、ホイッグ党候補約6万票、民主党候補約3万5千票にたいし、3万票弱しか獲得できなかった。ここに連合は完全に消滅した。この体制派と改革派の一騎打ちという形を取った1853年の選挙での、連合の敗北の最大の原因は連合自身のなかにあり、民主党の連合派の多くを留め得なかったことが最大のものであったろうし、アダムズ派の勢力を過小評価していた点も否めない。西部のホイッグ票を切り崩せなかったことも大きい。また、カレブ・クーシング長官の手紙公開によるピアース大統領による選挙直前のウィルソン批判の影響も大きかった⁽⁶⁶⁾。また、バウムが主張するようにホイッグの投票率が高かったことも、相対的に連合に不利であった⁽⁶⁷⁾。だが、それら

表6 1853年選挙の投票傾向と外国人比率

郡名	憲法改正反対	ホイッグ 支持率	ハンカー派 支持率	ホイッグ ハンカー派 支持率合計	各郡 外国人 比率
バーンスタブル	56.0	53.9	0.0	53.9	4.8
パークシャー	45.5	46.8	0.0	46.8	17.8
ブリストル	49.8	45.8	2.0	47.8	18.0
デュークス	64.3	63.5	0.0	63.5	2.8
エセックス	53.2	45.6	4.7	50.3	17.8
フランクリン	44.5	45.4	0.0	45.4	6.7
ハンブデン	44.0	43.7	2.0	45.7	21.7
ハンブシャー	52.1	54.1	0.0		13.3
ミドルセックス	54.1	45.0	5.7	50.7	24.5
ナンタケット	59.1	50.9	4.7	55.6	5.6
ノーフォーク	61.0	45.9	13.4	59.3	25.0
ブリマス	51.5	43.8	5.0	48.8	10.5
サフォーク	72.3	60.9	6.3	67.2	38.1
ウースター	37.4	34.6	1.8	36.4	19.6
州全体	51.9	45.9	4.3	50.2	—

Source: John R. Mulkern, *The Know-Nothing Party in Massachusetts* (Northeastern U., 1990), p.55
より作成.

以上に、フリーソイル党の出現以来、極小差で選挙結果が変化しがちな状態になっていたマサチューセッツ州での、アイルランド系のブロック票の存在は事実上も心理的にも大きく、禁酒主義あるいは教育資金問題で、こともあろうにホイッグの体制派とそれが結び付いたところに究極の敗北原因があるといえる⁽⁶⁸⁾。もっとも海運を含めて東部商業をおさえてきたホイッグが移民と結び付く下地はあったのであるが、少なくとも、連合派にとってこのカトリック票によって敗北したというおもいが実感としてあり、長くしこりを残したことは事実である。

ここで、憲法修正案への州民投票による賛否の結果を紹介したい⁽⁶⁹⁾。『ボストン・クーリエ』紙によると、第1の代表制に関しては63222対68159で否定。第2の人身保護法に関しては63382対67006で否定。第3の陪審員に関しては、61699対68382で否定。第4の州への法的要求に関しては63805対66828で否定。第5の禁固刑に関しては64015対66432で否定。第7の企業に関しては63246対67011で否定。第8の銀行法に関しては63412対67109で否定されている。肯定されたのは第6のカトリック教徒学校など公立学校以外の教育組織に公金を運用しないという法案のみであって、66432対64015であった。これも肯定されたとはいえ極差であったことは事実であるが、他の7つが否定されたのにたいし、最もアイルランド系カトリックへの抗議と結び付いているこの法案のみが肯定されたことは注目に価する⁽⁷⁰⁾。州民の

なかにネイティビズムの発露を見出す芽が育ちつつあったことを明確にしている。憲法会議開催以前に、また以後も連合は反移民色を公然と主張したわけではないし、ウィルソン自身も、コッシュートの来米を連合時代に歓迎したことでよく知られていたように、すべてのひとの平等と自由を述べてさえいる⁽⁷¹⁾。しかし、既に見てきたように、1851年ごろから連合のなかにネイティビズムの発露が見られるし、ホイッグ党がアイルランド系に対して、新聞で憲法改正は反カトリックだからとして、憲法改正をつぶすように示唆していた点を見逃さない⁽⁷²⁾。『ボストン・アトラス』紙は、1万から1万2千のアイルランド票が憲法改正反対に投じられたと分析している⁽⁷³⁾。この数字が全体で占める割合は小さかったとしても、キャスティング・ボードを握るに十分であったことは確かである。

ここで、憲法改正反対者の投票傾向を地域別に見てみたいが、表6はムルケルンによる1853年の州民投票での憲法改正反対の投票率と、知事選挙でのホイッグ支持率とを第1欄と第2欄に表わしている。これらと比較してみると、ムルケルンが主張するようにその相関関係はきわめて高いのは一目瞭然であるので、ホイッグの票固めがきわめて周到になされたことを示している⁽⁷⁴⁾。バウムの史料は紹介する余裕を持たないが、彼もまたホイッグの結合力の強さを認めている⁽⁷⁵⁾。また、表6第3欄のハンカー派支持率と知事選挙でのホイッグ支持を合計した得票率を産出するとさらに相関関係を強めるが、これはまた民主党内の連合批判票をも手堅く集めたことを示している。さらに、この表は最終欄の外国人比率とも比較しているが、これは選挙とあまり相関関係を示さない。もっともその郡にどれくらいの比率で外国人が居るかよりも、その郡にどれだけの外国人が居るかのほうが投票に影響を与えるのであって、相関関係を見るのがどだい無理ではある。また、外国人が多いほうが逆にネイティビズムを高める場合がある。ここでは、外国人比率の最も高いサフォークで憲法反対が最も強く、アイルランド系の存在がサフォークでこそ大きいことを確認したい。

おわりに

ホイッグ党と民主党の第2次2大政党制度の衰退期に、フリーソイル党の躍進が顕著であったマサチューセッツ州では、ホイッグ党に対抗して民主党・フリーソイル連合が形成された。この成立を可能としたのは、フリーソイル党にも共通点がなくはなかった民主党のロコフォイズムであるといえるが、それはマサチューセッツ州を東部と西部とに分断する、タウン制かディストリクト制かという代表制の問題と最も密接に重なっていた。産業化によって躍進を遂げる東部にたいして、経済的に後退しつつあった西部は、強力なホイッグの地盤であった東部と違って、民主党とフリーソイル党という野党同志を結び付ける役割を果たした。かくして、代表制是定の問題は連合を成立させたが、それは両刃の剣でもあって、やがては連合を崩壊させることにもなった。禁酒主義の台頭によって、代表是正問題が酒を好む移民を統制するネイティビズムと一体化されるなかで、各政党のなかでの分裂状態を招聘させた

からである。連合は伝統的な政党制度にのっかかったうえでの民主党とフリーソイル党の提携であり、州改革政治による協力関係は国政選挙を前にしてはあっけない脆さを露呈したが、それはロコフォコリズムの農本主義的ラディカリズム自体の弱点を表わしていたともいえる。つまり、連合は州政治改革を打ち出したことで成立したが、その改革を近代化しつつある同州の変化に合せることができなかった。また、勢力維持のために、自らの主張である民主化とは逆行する絶対多数という手段を取らざるをえなくなったり、改革の向かう道を迷わせることになった。だから、連合は、東部の産業を下降させ、農民のネイティビズムに答えようとするあまりに、自らの支持者であった東部の労働者を切り捨てることにもなった。もっとも当時は労働者という階級意識も未成立状態で、選挙母体集団として労働者を認識していなかったからともいえるが、農業局の設立にも見られるように、一途な近代化への逆行路線を歩んだ点を否定できない。

かくして、民主党・フリーソイル連合の指導者ウィルソンは、連合を画策した当初から敗者の切符を握っていたといえるが、1852年にフリーソイル党が壊滅的打撃を受けて、奴隷制進展反対をフリーソイルイズム以外の方法で求めざるをえなくなっていたが、1853年の憲法改正会議で彼が求めた連合的方法はその解答とはならなかった。禁酒主義が生じさせた従来の政党組織の分裂が、既存政党どうしの連合を支持基盤から崩壊させていたからである。長いホイッグ支配の時代から庶民の解放がえられたかにみえた束の間の連合の時代が終り、再度ホイッグ党の新たな長期政権が維持されるかに見える状況のなかで、全ての政治生命を失ったウィルソンの失意は計り知れないものであった。反ホイッグ勢力を結集し様々な改革の成就を基礎にマサチューセッツ州で奴隷制進展反対運動を成功させようとしていた彼にとってはすべての望みがついた時であった。しかし、小差で憲法改正が否定されることで、州のいたるところで様々なフラストレーションを生み出していた地域の懸案の改革が否定され、それを無視してきたホイッグが再度政権に戻って、綱領のうえでは改革を取り入れたからといって、従来の支持基盤が崩れたうちは、ホイッグの政権が長期維持されるものでもなかった。連合の消滅によって大きな改革のひとつの波は消え去ったにしても、一度解放されたという経験は新たなうねりを生み出す衝動を残していた。それも、いったん否定されていたが故にさらに強い動きとなって、しかも禁酒主義によって掘り起こされた反移民、反カトリックという結合イデオロギーを残していた。やがて、ウィルソンはネイティビズムが高まるなか、既存政党に縛られない、自らの求める政党を探して新たな模索をし始めるが、1854年ノーナッシング党に入党することになった。

注

- (1) Eric Foner, *Free Soil, Free Labor, Free Men* (N. Y., 1970), 227-260 や Bale Baum, *The Civil War Party System : The Case of Massachusetts, 1848-1876* (Chapel Hill, 1984), 24-54 は連合にくみしなかつ

たフリーソイラーを後の共和党の主体と考え、連合あるいはノーナッシング党を共和党の直接的な前身であるとは考えていない。また、H. G. Haynes, “Know Nothing Legislature,” *American Historical Review* (1896), 177-87 は共和党との関係には直接触れていないが、連合とノーナッシング党を同じものと考えている。しかし、Oscar Handlin, *Boston's Immigrants : A Study in Acculturation* (New York, 1941, 1976) をはじめ多くの歴史家は、連合、ノーナッシング党、共和党の連続性を認めてきた。

- (2) William G. Bean, *Party Transformation in Massachusetts with Special Reference to the Antecedents of Republicanism* (Ph. D. Dissertation of University of Harvard, 1922) ; Bean, “Puritan versus Celt,” *The New England Quarterly* (March, 1934), 70-89 ; Bean, “An Aspect of Know Nothingism—The Immigrant and Slavery,” *The South Atlantic Quarterly*, vol. XX III (1924), 319-334 ; Ronald P. Formisano, *The Transformation of Political Culture, Massachusetts Parties, 1790s-1840s* (Oxford, 1983), 320, 331-343 ; William Gienapp, “Nativism and the Creation of a Republican Majority in the North before the Civil War,” *The Journal of American History*, vol. 72, No. 3, (Dec. 1985), 529-5 ; Michael F. Holt, “The Politics of Impatience : The Origins of Know-Nothingism,” *Journal of American History*, vol. 60 (Sept. 1973), 309-31 ; Kevin Sweeney, “Rum, Romanism, Representation, and Reform : Coalition Politics in Massachusetts, 1847-1853,” *Civil War History*, vol. 22 (June 1976), 116-37 ; John R. Mulkern, *The Know-Nothing Party in Massachusetts : The Rise and Fall of a People's Movement* (Northeastern Up, 1990) は力点の置き方に相違はあるものの、1850年代マサチューセッツ政治の政革性に注目し、連続性を認めている。
- (3) *Boston City Documents, 1848-1860*.
- (4) *Boston Daily Courier, 1853* ; *The Tribune Almanac and Political Register 1848-1855*.
- (5) Kevin Sweeney, 116-37, esp. 116.
- (6) Frederic Cople Jaher, “The Politics of the Boston Brahmins : 1800-1860,” in Ronald P. Formisano and Constance K. Burns (eds). *Boston 1700-1980* (CN, 1984), 73-7 ; G. H. Haynes, “Know-Nothing Success in Massachusetts,” *American Historical Review* (Oct., 1897), 72 ; Michael F. Halt, “Impatience,” 325-9.
- (7) 『ポリティカル』1849年54頁, 1850年55頁。
- (8) Sweeney, 117-8.
- (9) Virginia C. Purdy, *Portrait of a Know-Nothing Legislature : The Massachusetts General Court of 1855* (Ph. D. Dissertation, G. Washington U., 1970), 55 ; Arthur Darling, *Political Changes in Massachusetts 1824-1848* (New Haven, 1925), 169-70 ; Mckay, 82-3 ; Sweeney, 119.
- (10) Purdy, 54.
- (11) Purdy, 55-6 ; Sweeney, 119.
- (12) Mckay, 79.
- (13) John R. Mulkern, 32-3.
- (14) Purdy, 55-6.
- (15) Sweeney, 120.
- (16) *Ibid.*, 119.
- (17) Purdy, 55-6.
- (18) Sweeney, 120.
- (19) Mulkern, 32-3, 36-7 ; Sweeney, 120-1.

- (20) Purdy, 57.
- (21) David H. Donald, *Charles Sumner and the Coming of the Civil War* (N. Y., 1970), 184-6 ; Bean, Party, 17, 28 ; Handlin, *Boston's*, 63.
- (22) Sweeney 123 ; Donald, 191.
- (23) Formisano, *Transformation*, 35-6 ; Sweeney, 118-9.
- (24) Purdy, 55, Sweeney, 119.
- (25) T. M. Brunet, "The Secret Ballot Issue in Massachusetts Politics from 1851 to 1853," *New England Quarterly*, XXV (Sept., 1952), 354-9 ; Mulkern, 37.
- (26) Mulkern, 41.
- (27) Purdy, 106-8 ; Sweesey, 121.
- (28) Sweeney, 122, 124.
- (29) Handlin, *Boston's* (N. Y., 1976), 194 ; Mulkern, 34 ;
- (30) Purdy, 57-9 ; Mulkern, 34 ; Sweeney 122 ; Donald, 189.
- (31) *Ibid.*, 189-204; Ernest A. McKay, "Henry Wilson and the Coalition of 1851," *The New England Quarterly* XXXVI (Set. 1963), 348-57.
- (32) Sweeney, 124.
- (33) Sweeney 124-5; Mulkern, 35-9 ; Purdy, 60-1.
- (34) Brunet, 354-9.
- (35) Purdy, 63 ; Donald , 223.
- (36) Robert L. Hampel. *Temperance and Prohibition in Massachusetts, 1813-1852* (Mich., 1982), 149 ; Oscar Handlin and Mary Flug Handlin, *Commonwealth : A Study of the Role of Government in the American Economy* (Boston, 1947, 1969), 235 ; Purdy, 61-2.
- (37) Hampel, 159-63 ; Sweeney, 128-32.
- (38) *Ibid.*, 128-30.
- (39) Holt, "The Politics of Impatience, 314-5.
- (40) Sweeney, 126.
- (41) *Ibid.*, 126 ; Mulkern, 40, 46-7.
- (42) 拙稿「マサチューセッツ州19世紀中葉の移民政策について——外国人被救済貧民委員会の考察を中心に——」『アメリカ研究』第24号（1990），122-142頁。
- (43) Purdy, 63.
- (44) Mulkern, 39-40. 基本的に地域改革を主張する民主党と奴隷制進展反対という国家レベルの改革を求めるフリーソイル党が、連合によって改革案を通し、サムナーを連邦上院に送るという、それぞれの第1の目的を達成したうえは、合意は難しくなったという点もある。
- (45) Baum, 26.
- (46) Gienapp, *Nativism*, 531 ; Michael F. Holt, *The Political Crisis of the 1850's* (NY, 1978), 121-3, 130-1.
- (47) Hampel, 216 に 1852年議会のメイン法傾向が提示されているし、『コモンウェルス』1854年173頁に1854年議会のものも示されているが、いずれもホイッグ党と民主党の中での2分化と、フリーソイル党の圧倒的なメイン法支持が窺える。
- (48) Purdy, 64.

- (49) Mckay, 80 ; Abott, 50.
- (50) Mckay, 80.
- (51) Abbott, 51 : Mckay, 81 :
- (52) Mulkern, 41 ; Samuel Shapiro, " Conservative Dilemma : The Massachusetts Constitutional Convention of 1853," *New England Quarterly*, X X X III (June, 1960), 211.
- (53) Mckay, 81 ; Mulkern 41, Russel, 105.
- (54) Mckay, 84.
- (55) Mckay, 82-3 ; Purdy, 65 ; Formisano, *Transformation*, 330; Shapiro, 219
- (56) Mckay, 82-3.
- (57) Purdy, 65-6 ; Mckay, 83.
- (58) Purdy, 66 ; Mckay, 83.
- (59) Mulkern, 42. 労働問題は論議さえされなかった。
- (60) 『クーリエ』 1853年12月22日 ; Mckay, 84.
- (61) Mckay, 85 : Abbott, 50.
- (62) Abbott, 53 :
- (63) Mckay, 85
- (64) *Ibid.*, 85
- (65) 『ポストン・ジャーナル』 1853年11月15日; 『ポリティカル』 1854年53頁。
- (66) Mckay, 85 ; Abbott, 54.
- (67) Baum, 29-30.
- (68) Purdy, 67 ; Abbott, 54 ; Sweesey, 136 ; Mckay, 88 ; Formisano, *Transformation*, 330-1.
- (69) 『クーリエ』 1853年12月22日。
- (70) Mckay, 86.
- (71) Mckay, 77 ; Abbott, 46-7.
- (72) Bean, Celt, 78-81 ; Purdy, 67 ; Handlin, 197.
- (73) 『アトラス』 1853年11月15日 ; Mulkern, 54.
- (74) Mulkern, 55-6.
- (75) Baum, 30.